

第323回島根県情報公開審査会（全体会）の開催結果について

下記のとおり会議を開催しました。

記

開催日時：令和4年6月30日（木） 個人情報保護審査会終了後

開催会場：島根県庁第三分庁舎 竹島資料室 研修室（島根県松江市殿町1）

出席者：永松会長、清原委員、永野委員、福間委員、マユ委員、和久本委員、
事務局職員5名

議題

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度及び公文書管理制度における対応
について（諮問事項の審議）

○審議の概要（意見は主なもののみ記載）

・公文書公開請求等手続きに関する規定（公開決定期限）

個人情報開示請求と併せ決定期限を30日以内（延長30日＜計60日＞とする

・継続審議

（意見）条例制定当初に比べ請求自体の数や複雑な事案も増えているという印象はある

国の法律の期限が30日であることから不合理とまでは言えない

公開・非公開の可否の慎重な判断が必要であることは理解できる

早期公開が求められる事例も多いのではないかと

県民の立場からは制限されるのではないかとという心配はある

行政機関等匿名加工情報及び作成の際に除外した個人情報を非公開情報とする・・・了承

○公開・非公開の別

公開

(2) 諮問第174号 答申案の承認

○審議結果

・答申案は承認されました。

○公開・非公開の別

非公開

○非公開理由

不服申立てに関する調査審議であり、島根県情報公開条例第29条の規定により非公開で行いました。

問い合わせ先

島根県情報公開審査会事務局（総務課文書管理室 情報公開グループ）

電話番号 0852-22-6139